

小貝川河川整備計画の目次構成（案）

1. 小貝川の概要

- 1.1. 流域及び河川の概要
- 1.2. 治水の沿革
- 1.3. 利水の沿革

  : 第1回有識者会議でのご意見を踏まえて記載内容の追加・修正を行った項目

2. 小貝川の現状と課題

- 2.1. 治水の現状と課題
  - 2.1.1. 河道の整備
  - 2.1.2. 堤防の安全性
  - 2.1.3. 洪水調節施設
  - 2.1.4. 大臣管理区間に流入する支川の状況
  - 2.1.5. 河川管理施設等の維持管理
  - 2.1.6. 災害時の対策
- 2.2. 利水の現状と課題
  - 2.2.1. 利水を取りまく状況
  - 2.2.2. 渇水の発生状況
- 2.3. 河川環境の現状と課題
  - 2.3.1. 水質
  - 2.3.2. 自然環境
  - 2.3.3. 河川空間の利用（人と川とのふれあい）
  - 2.3.4. 景観
  - 2.3.5. 河川空間の維持管理

3. 河川整備の目標に関する事項

- 3.1. 河川整備の基本理念
- 3.2. 計画対象区間及び計画対象期間
  - 3.2.1. 計画対象区間
  - 3.2.2. 計画対象期間
- 3.3. 河川整備計画の目標
  - 3.3.1. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
  - 3.3.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
  - 3.3.3. 河川環境の整備と保全に関する目標

□ : 第1回有識者会議でのご意見を踏まえて記載内容の追加・修正を行った項目

4. 河川整備の実施に関する事項
  - 4.1. 河川整備の実施に関する考え方
    - 4.1.1. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方
    - 4.1.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方
    - 4.1.3. 河川環境の整備と保全に関する考え方
    - 4.1.4. 河川整備の実施に関する総合的な考え方
  - 4.2. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要
    - 4.2.1. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
    - 4.2.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
    - 4.2.3. 河川環境の整備と保全に関する事項
  - 4.3. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
    - 4.3.1. 河川の維持に関する基本的な考え方
    - 4.3.2. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
    - 4.3.3. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
    - 4.3.4. 河川環境の整備と保全に関する事項
    - 4.3.5. その他の維持管理に関する事項
5. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項
  - 5.1. 地域住民・関係機関との連携・協働
  - 5.2. 環境教育の支援
  - 5.3. 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理

# 追加・修正箇所

## 1.1 流域及び河川の概要

流域の地形、降雨状況、歴史等の他、「とちぎ元気プラン」、「元気いばらき戦略プラン」を引用しつつ、今後の人口・産業の見通しについて記載

- ・ 流域を構成する栃木県、茨城県の総合計画「とちぎ元気プラン」および「元気いばらき戦略プラン」によると2030年の人口はおよそ1割程度減少する見通し。
- ・ 栃木県、茨城県いずれも第一次産業(主に農業)就業者人口は緩やかに減少していくものの、生産額は安定的に拡大する見通し。

### 2.1.1. 河道の整備

河道内の樹木群及び横断工作物による水位上昇への影響について記載

- ・ ほぼ全川において河積が不足しており、河道内樹木や、堰・橋梁等の横断工作物が水位上昇の要因。
- ・ 平成11年7月洪水においては、計画高水位を上回る水位を記録し、浸水被害が発生している。

### 2.1.5. 河川管理施設等の維持管理

河道内の樹木群及び洪水調節施設の維持管理上の現状と課題を記載

#### (2) 河道内樹木群

- ・ 河道内の樹木繁茂は洪水の流下阻害の原因やゴミの不法投棄の温床になるなど、河川管理上大きな課題。適切な樹木管理が必要。

#### (3) 洪水調節施設

- ・ 遊水地を適正に管理するため必要な維持管理を実施。

### 2.2.2. 渇水の発生状況

小貝川流域には独自の水資源施設が無いことについて記載

- ・ 水資源施設は無く、水源が乏しいため、かんがい開始時期等に渇水が発生し、水利用の制限が生じると共に、河川の流量が極端に少なく、河川環境の問題が生じる区間がある。
- ・ 小貝川流域内には、独自の水源施設が無いことから、平成13年渇水時には河川法第53条の2に基づき、霞ヶ浦用水により霞ヶ浦の水を小貝川へ注水する水融通が全国で初めて行なわれる。

### 2.3.1. 水質

水質改善について記載

- ・ 小貝川本川の水質は、流入負荷削減対策の進展等により改善傾向も見られ、近年は環境基準を満足。

### 2.3.2. 自然環境

#### 鬼怒川と小貝川の環境の違いについて記載

- ・ ハンノキ、エノキ、クヌギ等から構成される河畔林が存在し、ここには、昆虫類を中心に多様な生物が生息しています。またマイズルテンナンショウ、エキサイゼリ、シムラニンジン等がみられる湿地環境が特徴的な環境となっている。

#### 河畔林や湿地環境の減少の実態とその原因について記載

- ・ 河畔林や湿地環境は、生活様式の変化により河川敷の雑木林の荒廃等が進み多様な動植物の生息・生育の場が減少。

### 2.3.3. 河川空間の利用（人と川とのふれあい）

#### 鬼怒川と小貝川の環境の違いについて記載

- ・ 散策や釣り、年間を通じた多彩なレクリエーションの場として、さらに横根の森等では人と自然とのふれあいの場や環境学習の場として河川空間を利用。

### 2.3.4. 景観

#### 鬼怒川と小貝川の景観の違いについて記載

- ・ 小貝川は田園地帯を緩やかに流れ、上流部での山地と平地がおりなす景観、下流部での河畔林、湿地環境が広がる様子、田園と堰による湛水面が調和した景観など、地域の自然、歴史、文化、生活との関係を踏まえた河川景観の保全・継承が必要。

### 2.3.5. 河川空間の維持管理

#### ゴミ処理量の実態についても記載

- ・ 悪質な不法投棄が後を絶たず、ゴミ総量に改善の兆しは見られない。

### 3.3.3. 河川環境の整備と保全に関する目標

#### 河川環境の連続性にあたり、縦断方向のみならず、本・支川の連続性への配慮についても記載

- ・ 河川の縦断方向の連続性、並びに本川と支川の連続性を目指し、動植物の生息・生育する自然豊かな小貝川を目指す。

### 4.1.3. 河川環境の整備と保全に関する考え方

#### 河川環境の連続性にあたり、縦断方向のみならず、本・支川の連続性への配慮についても記載

- ・ 魚類の遡上・降下の阻害となる河川横断工作物等については、魚道等の設置、機能改善に努め、上流から合流点までの支川を含めた河川の連続性の確保に努める。

#### 4.2.1. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

##### 河道掘削に際しては環境に配慮することを記載

##### (1) 河道の流下能力向上

- ・ 断面が不足する中流部及び上流部において、自然環境に配慮して河道掘削を実施。

##### 水衝部等の安全性確保の具体的な考え方について記載

##### (3) 水衝部等の安全性確保

- ・ 河岸及び堤防法面の侵食によって堤防の安全性を確保できない恐れがある箇所は、根固め、護岸及び法面保護等必要な対策を実施。
- ・ 一回の洪水で高水敷が侵食される幅よりも、高水敷幅が狭い箇所は、低水護岸を整備。
- ・ 堤防表のり尻部の流速が大きい箇所は、高水護岸を整備。

#### 4.2.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

##### 水循環の実態把握等について記載

- ・ 河川流量及び取水量、広域的な河川水の実態、動植物の生息・生育状況を把握・検討する。

#### 4.2.3. 河川環境の整備と保全に関する事項

##### 水質モニタリングの実施について記載

- ・ 下水道整備等の関連事業との連携を図り、流域から流入する汚濁負荷量の削減に努め、良好な水質の維持に努め、水質のモニタリングによる監視を行うと共に、社会情勢の変化等に対応して必要に応じ更なる水質改善に努める。

##### 河川環境の連続性にあたり、縦断方向のみならず、本・支川の連続性への配慮についても記載

- ・ 魚類の遡上・降下が困難になっている河川横断工作物については、必要に応じて施設管理者と調整し、魚類の遡上降下環境の改善に努める。
- ・ 河川の縦断方向の連続性に加えて、本川と支川の生物の連続性に努める。

##### 自然環境モニタリング（魚道等を含めた）の実施について記載

- ・ 横根の森に代表される、多様な動植物が生息・生育する河畔林、湿地環境、また、魚類の生息環境などについてモニタリングを行うとともに地域と連携豊かな河川環境の保全に努める。

#### 4.3.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

##### ハザードマップ等を活用した防災教育支援について記載

##### (6) 防災情報の共有

##### ③ハザードマップの作成支援

- ・ 大臣管理区間からの氾濫が及ぶすべての市町で、洪水ハザードマップ等が早期に作成、公表されるよう技術的な支援を実施。

## (7) 地域における防災力の向上

### ②地域防災力の再構築

- ・ 自主防災組織の結成等の地域の自主的な取り組みを促すとともに、ハザードマップの活用等による、学校や地域における防災教育を自治体と連携して支援。

## 4.3.4. 河川環境の整備と保全に関する事項

### 住民参加の必要性について記載

#### (4) 良好な河川環境・景観の保全

- ・ 住民参加は、川づくりへの関心を高め、皆が心をひとつに川づくりの目標を共有することにより住民が主体となって「地域の小貝川」を「自ら守り育てる」ことにつながる。とともに、川づくりの活動や交流が、人々の生きがいとなる等、今後の河川管理において住民参加は重要。

## 5.1. 地域住民・関係機関との連携・協働

### 現在の実施状況を示し、今後も積極的に取り組むことを記載

#### (1) フラワーベルト

- ・ 総延長約 4km が整備されており、人々の憩いの場として親しまれ、多彩なイベントも展開。

#### (2) 水辺プラザ

- ・ 地域交流の拠点として水面、空間、水辺の生物等と人がふれあえるよう整備

#### (3) 鬼怒川・小貝川サミット会議

- ・ 昭和 61 年 8 月洪水を契機に昭和 63 年 6 月に設立(平成 3 年度に別組織と一本化し現在の名称に変更)。
- ・ 流域の市町及び 茨城県・栃木県・国土交通省において、両川の河川空間と水環境について意見を交換し、その適正な保全と利用を図るとともに、両川を介した地域の交流を促進することによって、流域の好ましい地域づくりを推進。

#### (4) 河川コーディネーター

- ・ 河川に関して深い理解を持っている方や、さまざまな活動を行っている方を、「河川コーディネーター」に認定し、地域住民に河川の自然・歴史・文化を普及、啓発。

#### (5) アドプトプログラム鬼怒・小貝

- ・ ゴミのない安全で美しい川の実現を目指すアドプトプログラムを実施。

#### (6) 鬼怒川・小貝川クリーン大作戦

- ・ 鬼怒川・小貝川サミット会議主催で、堤防や河川敷に散乱している空き缶をはじめとするゴミを回収。

#### (7) 資料館

- ・ 既存の施設を活用し、河川管理に関する情報発信、広報・啓発。

## 5.2. 環境教育の支援

現在の実施状況を示し、今後も積極的に取り組むことを記載

- 学校、市民団体、関係機関等と連携し、河川を活用した環境教育の支援を行う。
- 河川環境教育における指導者、団体間等の連携及び次世代の人材育成に取り組む。